

こども性暴力防止法

桜美林大学の対応について

こども性暴力防止法の概要

◆こども家庭庁「こども性暴力防止法について」

<https://youtu.be/YujJDJemF8E> (動画: 約4分半)

<https://youtu.be/1a5jjZKwQvQ> (ショート版動画: 約2分)

◆正式名称: 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律

◆施行日: 2026年(令和8年)12月25日

◆法律の目的:

- 教育・保育現場における性暴力を未然に防ぐ
- こどもたちの権利と健やかな発達を社会全体で守る

◆制度の柱(犯罪事実確認)

- こどもと密接に接する業務に就く者の「特定性犯罪事実(前科)」を確認する仕組み
- 前科がある場合、原則としてこどもに接する業務に従事させることはできません

本学での「こども性暴力防止法」の対応

学外での活動先が「対象事業者」となる場合があります。

教育実習
保育実習

授業での活動
インターンシップ

ボランティア等

×

支配性

継続性

閉鎖性

実習やボランティア先の施設から「犯罪事実確認」を
求められる可能性があります

同意・誓約手続き

円滑な活動と安全確保のため、各資格課程の登録時及び実習等への派遣前に「こども性暴力防止法に基づく実習等に関する同意書兼誓約書」(Googleフォーム)を提出していただきます。

同意事項:

- ✓法に基づく犯罪事実確認が行われる可能性があること
- ✓特定性犯罪前科が確認された場合は実習を行うことができないこと
- ✓対象事業者における実習等を行うことができない場合、これを必須とする資格の取得、該当する授業の単位取得ができないことに対する同意

誓約事項:

- ✓誓約時において、特定性犯罪前科がないことの誓約

同意・誓約手続き

「こども性暴力防止法に基づく実習等に関する同意書兼誓約書」

(Googleフォーム)

Moodle >> 授業・履修の手引き >> 各種ガイド

>> 「こども性暴力防止法」施行に伴う対応

注意点

- 指定の期限までに必ず回答してください。
- 未回答の場合、実習等の履修・活動が認められない場合があります。

取得した個人情報、こども性暴力防止法に基づく実習等派遣可否の判断および適切な実習等運営の目的にのみ使用し、厳重に管理いたします。